小規模企業者元気づくり事業

小規模企業者の、事業拡充等に向けた取り組みを対象とした補助金です。

≪補助対象者≫

次に掲げる全ての事項に該当する者

- 県内に事業拠点を有する小規模企業者(※)
- 本事業を活用して補助対象事業に取り組もうとする者
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、売上高等が前年同月比で20%以上減少している者
- ※ [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

≪補助対象事業≫

- ① 販路拡大(商談会への参加など)
- ② ICTの導入による付加価値・生産性の向上(ホームページ開設、管理システム導入など)
- ③ 新商品・新サービスの開発(3Dプリンターを導入しての新商品開発など)

≪補助率≫

8/10 (グループの場合*は 9/10)

※2者以上の小規模企業者の集まり(組合等)で、それら構成員が共同して事業を行う場合

≪補助額≫

上限100万円

≪補助対象となる経費≫

機械器具等導入費、新商品等開発費、展示会出展費、広告費等

≪募集期間≫

令和2年9月7日(月)~25日(金)必着 ※交付決定予定:11月9日の週

- (注1) 募集の最終日は、午後5時を最終提出期限とします。事業計画の内容に誤りや記載不備等が見られる場合 もありますので、できるだけ最終日よりも前に提出確認又は相談をお願いします。
- (注2) 交付決定予定は、状況による変更する場合があります。

≪補助事業完了締切≫

令和2年12月31日

≪手続きの流れ≫

※小規模企業者の窓口は商工団体等となります。

- ※各提出資料については、下記商工団体等へお問い合わせください。
- ※採択後の補助金交付決定日から、令和2年12月31日までに事業を完了する必要があります。

商工団体等フォローアップ 実績報告書提出 (専門家相談 補 w 業終了 助金額確定 補助金交付申請 事業計 専門家相談工団体等における 交 事 採 審 補助金入金 付 業 <u>;</u>画策定 込 着 決 面談等) 杳 択 定 手 12/31 請求 検査 約2ヶ月 約1ヶ月

≪応募書類提出、お問い合わせ・相談先≫

≪県内商工会議所≫

■大館商工会議所

〒017-0044 秋田県大館市御成町 2 丁目 8 番 14 号 TEL 0186-43-3111 FAX 0186-49-0556

■秋田商工会議所

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町 1 番 47号 TEL 018-866-6677 FAX 018-862-2101

■横手商工会議所

〒013-0021 秋田県横手市大町 7 番 18 号 TEL 0182-32-1170 FAX 0182-33-5642

≪商工会総合窓□≫

■秋田県商工会連合会

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号 TEL 018-863-8493 FAX 018-863-8490

≪信用保証協会窓□≫

■秋田県信用保証協会

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号 TEL 018-863-9015 FAX 018-863-9188

≪商工団体等書類提出先≫

■秋田県産業労働部産業政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目 1-1 団体・金融班 TEL018-860-2215 FAX018-860-3887

■能代商工会議所

〒016-0831 秋田県能代市元町 11 番 7 号 TEL 0185-52-6341 FAX 0185-55-2233

■大曲商工会議所

〒014-0027 秋田県大仙市大曲通町 1 番 13 号 TEL 0187-62-1262 FAX 0187-62-1265

■湯沢商工会議所

〒012-0826 秋田県湯沢市柳町 1 丁目 1 番 13 号 TEL 0183-73-6111 FAX 0183-73-2900

≪中央会窓□≫

■秋田県中小企業団体中央会

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号 TEL 018-863-8701 FAX 018-865-1009